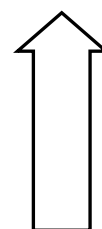


北海道立図書館内 北海道図書館振興協議会調査研究チーム 担当：一戸・工藤（嘉）あて

E-Mail dotosho2@library.pref.hokkaido.jp

FAX 011-386-6906

* ファクシミリ送信する際は、送信票は不要です。



道内の資料保存に関するアンケート

北海道図書館振興協議会調査研究チーム

館名： _____

回答者： _____

1 貴施設の資料保存体制について、以下の質問にお答えください。

(1) 収蔵能力 開架 約 () 冊 閉架 約 () 冊

(2) 蔵書数 開架 約 () 冊 閉架 約 () 冊

* (1)(2)とも令和3年度末の数値で御記入ください。

* 複数館をお持ちの市町村は、自治体内の合計数をお書き下さい。

2 貴施設では、選書の基準はありますか。

回答欄 ()

a. あり、明文化している：差し支えなければ、基準のデータをお送りください。

b. あり、明文化していない

c. なし

3 貴施設では、除籍の基準はありますか。

回答欄 ()

a. あり、明文化している：差し支えなければ、基準のデータをお送りください。

b. あり、明文化していない

c. なし

4 貴施設で除籍する際、道立図書館や他の道内図書館でその資料があるかどうか、確認していますか。

回答欄 ()

a. 確認している：確認している範囲 (道立・管内・道内) (→質問5へ)

b. 確認していない (→質問6へ)

5 4でa（確認している）と答えた施設へ質問です。確認後どのような処理をしていますか。

回答欄（ ）

- a. 道立図書館および道内図書館に所蔵がない場合、寄贈について問い合わせる。
- b. 道内図書館等がない場合、内容によって除籍の可否を決めている。
- c. 除籍しないこととする。
- d. その他（ ）

6 除籍の際に、資料の内容を見えていますか。

回答欄（ ）

- a. 内容を確認して、他資料で代替できる場合のみ除籍している。
- b. 内容は確認せず、除籍基準に照らして除籍している。
- c. その他（ ）

7 貴施設では、近隣施設と分担収集（部門や担当を決め、別々の分野を担当して保存していく方式）は行っていますか。行っている場合、分担収集の概略を教えてください。

回答欄（ ）

- a. 行っている（ ）
- b. 行っていない
- c. 検討している

8 資料保存については、単館で保存していく方法の他に、都道府県立図書館等の保存図書館を中心とした「共同保存」方式があります。次の中から、貴施設の考えに近いものを教えてください。

※ 共同保存図書館（デポジット・ライブラリー）の定義

複数の図書館がそれぞれ除籍した資料を共同で保管し、書誌・所蔵情報の管理と提供を行い、利用者の求めに応じて共同利用できるようにした資料保存センター。

【メリット】:

- (1) 書架からあふれて除籍する資料を共同保管することにより、参加館は安心して限られた書架スペースの棚揃えを主体的・戦略的に行えるようになり、蔵書が利用者にとって常に新鮮で魅力ある構成に保たれるようになる。
- (2) 道内で1冊しかない資料を除籍することなく保管し、利用することができる。
- (3) 他館で所蔵がある資料について、安心して除籍できる。

【デメリット】:

- (1) 蔵書スペースなど、保存図書館の負担が大きい。
- (2) 保存場所を確保し続けなければいけない。
- (3) 除籍時に保存館の蔵書と除籍資料の確認作業が別途発生することによる事務量増加。
- (4) 資料の移管による輸送費等コスト増大。

【共同保存事例】

- (1) 滋賀県保存センター：県内の市町村立図書館等から除籍リストを収集（可能なら CSV ファイルで）し、県立図書館所蔵データと突合した上で必要な資料（コンピュータ関係や旅行ガイド、学参などは除いている）の寄贈を受け、受け入れている。
- (2) あいちラストワン・プロジェクト：県図書館が市町村立図書館から「ラストワンプロジェクトデータ登録ページ」で蔵書データの提供を受け、全データを突合して機械的に選別した後、横断検索システム「愛蔵くん」等によって個別チェックを行い、県内で唯一の所蔵であった資料（ラストワン）が市町村立図書館で保存が困難な場合は県図書館へ移管して保存するプロジェクト。
- (3) 京都府域図書館における共同保存：府内に所蔵が1冊になった場合、基本的には所蔵館において保存に努めることとするが、保存が困難となった資料について、加盟館から京都府立図書館へ移管することにより、京都府全体としての図書館機能の充実を図る。
- (4) 多摩地域デポジット・ライブラリー：2008年4月よりNPOを立ち上げて活動開始。実際の保存活動までは進めていないが、研究内容が豊富。
<https://www.tamadepo.org/index.html>

回答欄（ ）

- a. 道立図書館が中心となって資料を保存していくのが良い
- b. 道立図書館の他、各地域の中央館が加わって、分担して資料を保存していくのが良い
- c. 共同保存は考えず、各館でそれぞれ保存していくのが良い
- d. その他（ ）

9 その他、除籍や資料保存について御意見等ございましたら、御記入ください。

（ ）

御協力ありがとうございました。

令和3～4年度調査研究チーム設置要項

(令和3年10月20日決定)

北海道図書館振興協議会

1 目的

今後の図書館の一層の重要性を踏まえ、地域における知の拠点として機能し続ける図書館運営のあり方や図書館を活性化させるための取組及び図書館が抱えている様々な課題解決に向けた取組に関する調査研究を実施する。

2 調査研究を行う事項

「資料の共同保存と除籍に関する調査研究」をテーマとする。

具体的な取組内容及び方法については、調査研究チームで協議し決定する。

3 調査研究チームの委員

- (1) 委員は、北海道図書館振興協議会長が指名する。
- (2) 委員は、おおむね市町村立図書館等職員5名、北海道立図書館職員2名とする。
- (3) 調査研究チームに座長を置く。座長は、委員からの互選とし、調査研究チームを招集・主宰する。

4 委員の任期

委嘱又は指定した日から令和5年3月31日までとする。

5 調査研究の成果

調査研究チームは、調査研究の成果を北海道図書館振興協議会長に報告するとともに、市町村立図書館等に配付するほか、北海道立図書館ホームページに掲載する。

6 事務局

調査研究チームに係る事務は、北海道図書館振興協議会事務局が担当する。

資料を護り、
未来の利用者へ残すために
～資料の共同保存と除籍を考える～
(調査研究報告書)

発行日 令和5年(2023年)3月31日
編集 北海道図書館振興協議会調査研究チーム
発行 北海道図書館振興協議会
(事務局：北海道立図書館企画支援課)
〒069-0834 北海道江別市文京台東町41
電話 011-386-8521
FAX 011-386-6906
URL <https://www.library.pref.hokkaido.jp/>
E-mail shienka@library.pref.hokkaido.jp